

山口県報

平成 26 年
1 月 14 日
(火曜日)

目 次

告示

山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(企画流通課)……………一

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………二

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

周南都市計画臨港地区の変更(二件)(都市計画課)……………二

岩国都市計画道路事業の認可(都市計画課)……………三

岩国都市計画交通広場事業の認可(都市計画課)……………三

臨港地区の分区の指定(六件)(港湾課)……………三

公告

基本測量の実施の終了(監理課)……………六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六

雑報

県報の正誤(正誤(平成二十五年六月二十八日山口県告示第二百六十号)……………六

山口県告示第七号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則



登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第一八号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協阿須共同販売所	山口市阿須須三七二五の七	平成二五、一
登録番号	卸売業者の名称	卸売業者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	取扱品目の部
水卸第一八号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協阿須共同販売所	山口市阿須須三七二五の七	水産物部
					平成二五、一

山口県告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

- 一 起業者の名称
山口市
- 二 事業の種類
山口市陶地域交流センター建替事業及びこれに伴う附帯事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
山口市陶字北下市地内
 - (二) 使用の部分
山口市陶字北下市地内
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係

山口市陶地域交流センター建替事業及びこれに伴う附帯事業(以下「本件事業」)

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区新川臨港地区
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び光市建設部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区光井臨港地区
周南都市計画臨港地区島田臨港地区
- 二 変更の内容
区域の変更

山口県告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画道路事業三・三・一 岩国停車場中央通り線

- 三 事業施行期間
平成二十六年一月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市麻里布町一丁目、麻里布町二丁目、昭和町一丁目及び元町一丁目

山口県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、岩国都市計画交通広場事業を次のとおり認可した。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 施行者の名称
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岩国都市計画交通広場事業一 岩国駅東交通広場
- 三 事業施行期間
平成二十六年一月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
岩国市元町一丁目

山口県告示第十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区光井臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び光市建設部都市政策課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

- 一 分区の種類
商港区、マリーナ港区及び修景厚生港区
- 二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

- 1 位置
光市大字光井の一部
- 2 面積
二・二ヘクタール

(二) マリーナ港区

- 1 位置
光市光井二丁目的一部
- 2 面積
〇・六ヘクタール

(三) 修景厚生港区

- 1 位置
光市光井二丁目的一部
- 2 面積
〇・三ヘクタール

山口県告示第十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港区島田臨港区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び光市建設部都市政策課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

- 一 分区の種類
商港区及び修景厚生港区
 - 二 分区の位置及び区域
- (一) 商港区
- 1 位置

- 2 面積
五・〇ヘクタール

(二) 修景厚生港区

- 1 位置
光市大字島田の一部
- 2 面積
〇・四ヘクタール

山口県告示第十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港区笠戸島臨港区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 分区の種類

漁港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 漁港区

- 1 位置
下松市大字笠戸島の一部
- 2 面積
一・一ヘクタール

(二) 修景厚生港区

- 1 位置
下松市大字笠戸島の一部
- 2 面積
〇・二ヘクタール

山口県告示第十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区東豊井臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 分区の種類

漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

下松市大字東豊井の一部

(二) 面積

一・〇ヘクタール

山口県告示第十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区新川臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 分区の種類

商港区及び漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

下松市新川二丁目及び新川四丁目の各一部

2 面積

一〇・九ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

下松市新川一丁目及び新川二丁目の各一部

2 面積

〇・六ヘクタール

山口県告示第十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区末武下臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理人

山口県副知事 藤部 秀則

一 分区の種類

商港区及び修景厚生港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

下松市大字末武下の一部

2 面積

一四・〇ヘクタール

(二) 修景厚生港区

1 位置

下松市大字末武下の一部

2 面積

〇・六ヘクタール



(六) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
 国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。
 平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 作業の種類

基本測量(電子基準点現地調査)

二 作業の地域

岩国市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町

三 作業の期間

平成二十五年九月十三日から同年十一月十二日まで

一 作業の種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十五年十月一日から同年十二月十六日まで

(七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年一月十四日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀 則

一 開発区域に含まれる地域の名称

平成二十六年一月十四日印刷
 平成二十六年一月十四日発行

発行人

山口県庁
 山口県知事

二 熊毛郡田布施町大字下田布施字下国信及び字用専坊
 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 熊毛郡田布施町大字下田布施三八一番地の一
 合同会社ジーラ



正 誤

平成二十五年十二月十日雑報(正誤)(平成二十五年六月二十八日山口県告示第百六十号)

ページ	段	箇所	誤	正
六	下	表中	・字金地二二六の二。 、字金地二二六の一。	・字金地二二六の一。 、字金地二二六の一。